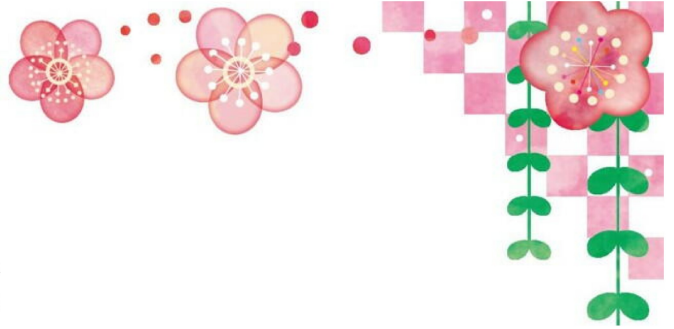


春日部商工会議所 CCI NETWORK

発行元: 春日部市粕壁東2-2-29 春日部商工会議所 (TEL. 048-763-1122)



へびの張子 (製造: 有限会社春日部張子人形店)



新年のごあいさつ

春日部商工会議所
会頭 早川 芳夫



新年あけましておめでとうございませう。

謹んで新春のお慶びを申し上げますとともに、会員の皆様と新たな一年を迎えられることを心より嬉しく思っております。平素より春日部商工会議所の運営や事業活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、経営環境はますます厳しさを増しております。IT・デジタル化への対応、原材料価格の高騰、人手不足、賃金負担の増加など、多岐に及ぶ課題に経営者の皆様が日々奮闘されていることに深く敬意を表します。こうした環境下において、

商工会議所は地域唯一の総合経済団体として、創業から成長・発展、さらには承継に至るまで、企業のライフステージに応じた支援を提供してまいります。金融・

税務などの基礎的な支援に加え、小規模事業者への伴走型支援や、会員企業の満足度向上を目指した取り組みをさらに強化し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

本年も、会員の皆様と力を合わせ、挑戦と成長を続ける一年といたしましょう。結びに、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

春日部市長
岩谷 一弘



明けましておめでとうございませう。

春日部商工会議所の会員の皆様におかれましては、新春を健やかに迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、市内経済の活性化のために実施した「プレミアム付商品券発行事業」にご協力いただきました。また、「商工まつり」をはじめ、日頃より地域経済の発展と活性化に多大なるご尽力をいただいております。から感謝申し上げます。

今年も、春日部市が市制施行20周年の節目を迎えます。さらに、旧商工振興センター跡地には複合施設で

ある「コープかすかべテラス」がオープン予定であり、まちの新たな魅力創出に向けた動きがさらに進む年となります。この記念すべき年を、皆さまと連携を図りながら大いに盛り上げてまいりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい一年が皆様にとつて実り多き年となりますよう、心よりお祈り申し上げます、新年のあいさつとさせていただきます。



常議員会・商工まつり反省会開催される



12月6日、商工会議所会館中会議室にて、第4回常議員会を26名出席のもと開催しました。各行事の報告、入退会の報告承認を行いました。

同日続けて商工まつり反省会が行われ、今年度の報告や反省、ならびに来年度開催にむけての意見交換が行われたほか、市役所商工振興課から来年度の日程や開催場所について説明がありました。今後も最善策を講じられるよう協議を続けてまいります。

終了後は役員議員懇親会を行い、親交を深めました。

経営革新DXセミナー



11月7日より全5回にわたり「経営革新×DX」事業計画策定セミナーを16社（参加者18名）で開催しました。

株式会社M3コンサルティング 代表取締役 竹内美紀氏を講師に行われたセミナーでは、自社の内部・外部環境分析の結果から導き出された新たな取り組みに、DXを取り入れ課題解決に向けた事業計画の策定までを行う講義となりました。講義中に行われたワークや発表では積極的に取り組む参加者の真剣な様子が見られました。

押絵羽子板と特産品まつりが開催



12月21日～22日、春日部市役所まちなかひろばにて、かすかべ押絵羽子板と特産品まつりを開催しました。出生祝いや店舗・事務所の正月飾りの縁起物として羽子板を買い求める市内外からの来場者で溢れ、時折景気の良い手締めも聞かれました。

会場には、羽子板の他にも、桐箱、和菓子、お茶等の販売の他、市役所併設のCafe BLOOMY'S KAS UKABEにも休憩場所をご提供いただきました。

来場者からは、「毎年楽しみにしています。」「景気が良くなるよう縁起物の押絵羽子板を購入しました。」との声も聞かれました。

東商連会長 小川氏がシラコバト賞を受賞



11月14日に埼玉会館で開催された「令和6年度 県民の日 記念式典」において、春日部駅東口商店会連合会会長：小川 一博氏（尙青柳）が「シラコバト賞」を受賞しました。

春日部駅東口商店会連合会では、春日部駅東口駅前のイルミネーション装飾や、古利根川の水辺テラスを活用した事業を行う。また、商店会の若手が取り組む「粕壁商店街 NEXTPROJECT」では、埼玉県で唯一県道でのほこみちの指定を頂き、毎月第1金曜日と第3水曜日に「夜市」を行っています。

所得税・消費税 確定申告個別相談会

春日部商工会議所では、税理士会、青色申告会と共催で、下記の通り個別相談会を開催します。

期日:2月10日(月)～2月28日(金)
3月5日(水)～3月11日(火)
(※平日のみ)

時間:午前9時00分～11時00分
午後1時00分～3時00分
相談時間は原則1事業所につき1時間です。

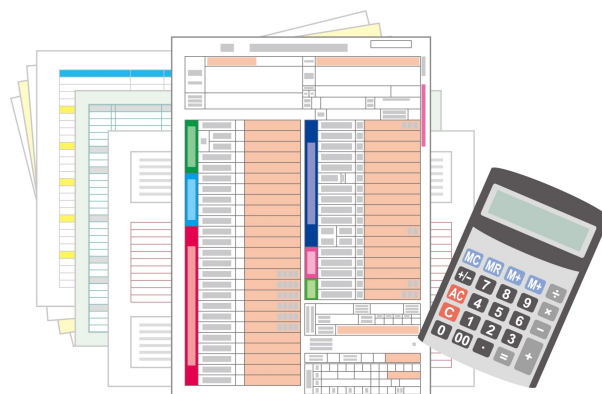
会場:春日部商工会議所 1階会議室

相談員:関東信越税理士会春日部支部
所属税理士

下記の資料・書類を必ずご持参ください。

- 諸帳簿、事業用の預金通帳
- 決算書・申告書
- 税務署からのハガキ
- 前年(令和5年分)の申告書・決算書の控え
- 各種控除証明書
- 個人番号カードまたは通知カードの写し、及び本人確認書類(運転免許証、パスポート等の写し)

※決算書・申告書が事前に必要な方は、春日部税務署へお問合せください。
(春日部税務署:048-733-2111)



※お越しの際は、感染症対策にご協力をお願いいたします。また、体調がすぐれない場合は予約の変更をお願いいたします。

※各回とも完全予約制となっております。
下記QRコードの予約サイトから予約ください。



※ネット予約が難しい方は下記までお電話をお願いいたします。

【お問合せ】中小企業相談所 TEL.048-763-1122

無料専門相談

◆金融相談(事業資金に関する融資など)
1月20日(月)

◆法律相談(法律に関すること、不動産など)
1月9日(木)、1月23日(木)

◆税務相談(相続・贈与税、申告書の書き方など)
1月14日(火)、2月以降は上記「消費税・所得税確定申告個別相談会」の日程をご参照ください。

◆経営相談(財務分析や事業計画書の策定など)
毎週火曜日

※金融、法律、税務、経営相談は下記QRよりウェブにてご予約ください。税務相談は1週間前までにご予約をお願いします。

<https://airrsv.net/kasukabecci-yoyaku/calendar>



◆その他、就業規則に関する「労務・年金相談」、不動産の登記などに関する「司法書士相談」、商標登録などに関する「特許・商標相談」は随時受付しておりますので、お電話ください。

事業所訪問 ～ nico.1 ～



写真 右から大塚和さん、スタッフの徳江美幸さん

住所 春日部市粕壁東3-8-32 1階
電話番号 080 - 4128 - 0251
店主 大塚 和
営業時間 10時～18時
(日曜、第1・3・5月曜定休)



「地元で愛されるパン店に」春日部で生まれ育った店主が開業

春日部で生まれ育った大塚さん。大学を卒業し、パンメーカーで働いた後、「パンを作り続けたい」と40歳の節目の年に地元・春日部で店を開いた。パンは毎朝5時台に作り始め、食パンやカンパーニュなどのハード系のパン、総菜パン、菓子パンなど常時40種類ほどを用意する。



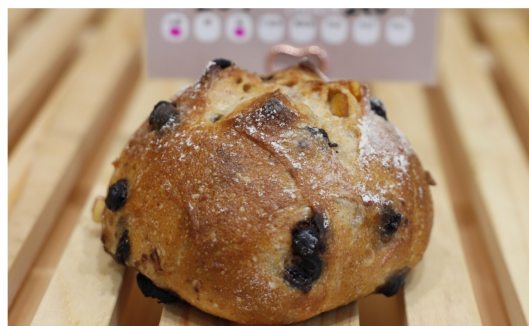
幼少の頃から春日部夏まつりに親しみ、大池町会でみこしを担いでいる。大塚さんは「昔は万灯みこしだったので、ほかの町会とは一味違い、そのみこしも好きだった。春日部高校の生徒だった時に親しんだ八幡神社をはじめとして、いろいろな場所に愛着がある春日部にパン店を開くことで、まちのにぎわいづくりの一助になりたい」と話す。

創業時に商工会議所から「かすかベンチャー応援補助金」申請の方法やさまざまな手続きのアドバイスを受けた。「忙しいのでとても助かっている。雇用保険や労災保険の事務は委託した。何かあったら相談もできる心強い存在」と大塚さん。



オープン当日から多くの来店があり、商品はほぼ毎日売り切れている。一番人気は食パン。大塚さんはパン生地に特にこだわり、10種類ほど作っている。「生地のに自信がある。具材やメニューに合わせ、小麦をはじめとした材料の配合を変えている」という。

目標としているのは「地元で愛される店」。大塚さんは「有名店で販売されているような高級なパンではなく、普段使いできるパン店として商品を作っていく。地元の人に喜んでもらいたい。『春日部で一番おいしい』と言われる店になれたら」と意気込む。



これより先は、「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」からのお知らせです。

65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年年齢を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

措置内容 対象被保険者数	65歳への 定年引上げ	66～69歳への定年の引上げ		70歳以上への 定年の引上げ(注)	定年の定め の廃止 (注)	66～69歳への 継続雇用の 引上げ	70歳以上への 継続雇用の 引上げ(注)
		5歳未満	5歳以上				
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

・他社による継続雇用制度の導入

措置内容	66～69歳 への継続 雇用の引 上げ	70歳以上 への継続 雇用の引 上げ(注)
支給上限額	10万円	15万円

※定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日までに、必要な書類を添えて申請窓口へ提出してください。(15日が土日祝日の場合は翌開庁日まで)
※令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、新たに70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。
※複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。
(注)旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費(注)とし、支給対象経費に60%(中小企業事業主以外は45%)を乗じた額を支給します。

高齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
イ 高齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	○ 高齢者の雇用管理制度の導入等(労働協約又は就業規則の作成・変更)に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費 ○ 上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費(計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む)
ロ 労働時間制度の導入・改善	
ハ 在宅勤務制度の導入・改善	
ニ 研修制度の導入・改善 ※	
ホ 専門職制度の導入・改善	
ヘ 健康管理制度の導入	
ト その他の雇用管理制度の導入・改善	

※高齢期における職業生活設計のために必要な情報の提供や助言を行う研修を含む。

(注) その経費が50万円を超える場合は50万円とします。なお、企業単位で初回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき30万円(中小企業事業主以外は23万円)を支給します。

また、対象労働者は転換日を基準として、1支給申請年度(4月～翌年3月まで)1適用事業所あたり10人までとなります。

※ 助成金の受給のためには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第8条又は第9条第1項の規定に違反していないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

詳細な要件につきましては各助成金の「支給申請の手引き」をご確認くださいませようお願いします。

らしく、はたらく、
ともに



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
埼玉支部 高齢・障害者業務課

TEL: 048-813-1112 FAX: 048-813-1114

定年の引上げについて真剣に考えてみませんか？

◎令和3年4月1日「高年齢者雇用安定法」が改正されています。

＜事業主に求められる努力義務について＞

70歳までの就業機会の確保措置の新設

- ・70歳までの定年の引上げ
- ・定年の廃止
- ・70歳までの継続雇用制度の導入
- ・70歳まで継続的に業務委託契約をする制度の導入 など

◎埼玉支部の高齢者雇用支援サービスについて

1 高年齢者雇用に関する相談・援助

- ・70歳超雇用推進プランナー(社会保険労務士等)による高年齢者雇用に関する専門的な相談援助を実施しています。

2 「65歳超雇用推進助成金」の事前相談・申請受付

- ・各コースの概要については、表面をご覧ください。
- ・助成金の要件や申請方法を詳しく説明した冊子を用意しています。
(注)当助成金は、労働局・ハローワークでは取り扱っておりません。

※ 上記1・2の相談について随時受付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

(お問い合わせ先)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部

高齢・障害者業務課

〒336-0931

さいたま市緑区原山2-18-8 ポリテクセンター埼玉本館4階

TEL：048-813-1112 / FAX：048-813-1114

HP：「jeed埼玉」で検索してください。